

令和 7 年度 第 6 回庁議要旨

日時：令和 7 年 6 月 2 7 日（金）

午前 9 時～午前 9 時 2 0 分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 石巻市集会所建設費等補助金の見直しについて（市民生活部）

本市では、平成 1 7 年 4 月より、住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、地域住民主体のコミュニティ活動の拠点となる集会所の建設費等に対し、「石巻市集会所建設費等補助金」の交付を行ってきた。

同補助金の交付を行う中、集会所を維持管理する自治会から、集会所の老朽化による修繕の増加により、修繕に係る補助要件の緩和及び解体費用に対する補助要件の新設を求める声が上がってきたことを受け、制度の見直しが必要となっている。

集会所を維持管理する自治会の負担軽減と集会所の長寿命化を図るため、石巻市集会所建設費等補助金の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 補助率及び上限額の見直し

全ての補助区分における補助率及び上限額について、補助金の見直し指針に基づき、別表のとおり見直す。

イ 補助要件の緩和

増築・改築、改装・修繕、附帯施設修繕・整備（浄化槽含）に係る補助要件を別表のとおり緩和する。

ウ 補助区分の新設

市有地の借地返還に伴う解体費用を別表のとおり新たに補助対象とする。

なお、国税庁で定めている「主な減価償却資産の耐用年数表」の耐用年数を経過した施設に限る。

エ 補助区分の統一

新築、増築・改築について、土地の所有に関わらず、別表のとおり補助率等を統一する（市有地における補助区分の廃止）。

○別表

(単位：千円、年)

区分	改正						現行					
	補助率	上限額	建築後 年数	下限 経費	再利用 制限年 (同部分)	再利用 制限年 (別部分)	補助率	上限額	建築後 年数	下限 経費	再利用 制限年 (同部分)	再利用 制限年 (別部分)
新築	<u>1/2</u>	<u>14,000</u>	-	-	-	-	<u>2/3</u>	<u>17,600</u>	-	-	-	-
新築(市有地)	補助区分の廃止						<u>1/2</u>	<u>13,200</u>	-	-	-	-
増築・改築	<u>1/2</u>	<u>14,000</u>	<u>10</u>	<u>500</u>	<u>10</u>	<u>0</u>	<u>2/3</u>	<u>17,600</u>	<u>15</u>	<u>1,000</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
増築・改築 (市有地)	補助区分の廃止						<u>1/2</u>	<u>13,200</u>	<u>15</u>	<u>1,000</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
改装・修繕	<u>1/2</u>	<u>1,200</u>	<u>10</u>	<u>500</u>	<u>10</u>	<u>0</u>	<u>2/3</u>	<u>1,610</u>	<u>15</u>	<u>1,000</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
附帯施設修繕・ 整備(浄化槽含)	<u>1/2</u>	<u>1,200</u>	<u>10</u>	<u>500</u>	<u>10</u>	<u>0</u>	<u>2/3</u>	<u>1,610</u>	<u>15</u>	<u>1,000</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
建物取得	<u>1/2</u>	<u>14,000</u>	-	-	-	-	<u>2/3</u>	<u>17,600</u>	-	-	-	-
解体【新設】	<u>1/2</u>	<u>2,070</u>	-	-	-	-	規定なし					

(2) 今後の予定

令和7年7月 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和8年4月1日)

8月 市ホームページで周知

9月 市報に掲載

2 石巻市立地適正化計画の推進に係る庁内検討会議の設置について（建設部）

本市においては、人口減少・超高齢社会が進行し、低密度化に伴う都市機能の低下等が懸念される中、「歩いて暮らすことができ、持続的に発展する成熟都市」の形成を目的に、令和6年10月1日に「石巻市立地適正化計画」を策定・公表した。本計画では、現状の人口集中地区を中心にまとまりのある市街地形成を実現するため、施設誘導及び居住誘導を図ることとしているが、市民の意識醸成及び誘導施策の展開が課題となっており、今後の計画推進を目的とした全庁的な体制の構築を行う必要がある。

石巻市立地適正化計画の推進を目的とした全庁的な体制を構築するため、庁内検討会議を設置するもの。

(1) 主な内容

石巻市立地適正化計画の策定にあたり設置した「石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議」について、計画の策定だけでなく推進や評価方法についても検討する「石巻市立地適正化計画庁内検討会議」に変更し、要綱の改正を行う。

改正点	改正	現行
会議の名称	石巻市立地適正化計画庁内検討会議	石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議
所掌事務	(1) 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。 (2) <u>立地適正化計画の推進に関すること。</u> (3) <u>立地適正化計画の評価方法に関すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。</u>	(1) 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。 (2) <u>前号に掲げるもののほか、立地適正化計画の策定にあたり必要な事項に関すること。</u>
会議の委員の構成	・ 8部20課の課長 ・ <u>総務部資産税課長を追加し、復興企画部復興推進課長を削除する。</u> ※詳細は別紙1のとおり。	・ 8部20課の課長

(2) 今後の予定

令和7年 6月	石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議設置要綱の改正 (施行予定年月日：令和7年6月30日)
7月 ～12月	石巻市立地適正化計画検討会議庁内ワーキンググループの開催 (計3回程度)
令和8年 1月 4月～	石巻市立地適正化計画庁内検討会議の開催 推進施策の制度化・実施

[報告事項]

1 石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業の見直しについて（保健福祉部）

本市では、県の市町村振興総合補助金事業を活用し、知的障害児（者）及び重症心身障害児（者）に対するグループホームの体験的な利用を通じた自立生活への支援について社会福祉法人等に委託して行

う、「石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業」を実施している。

今般、県の市町村振興総合補助金実施要領が改正され、これまでは、グループホーム体験ステイ推進事業の実施者が事業開始前に知事の承認を受けた後、改めて市へ事業計画を提出したうえで協議を行い、市からの承認も必要とされていたものを、知事の承認を不要とし、市の審査による承認のみで事業を開始できることになり、申請法人等の負担軽減を図ることとなった。

県の補助要領の改正に合わせ、本市においても石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業の見直しを行ったもの。

(1) 主な内容

石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業の見直し

事業の実施者が事業実施にあたり適当な法人等であるかを確認するために、事業開始前に知事の承認を受けることが要領に定められていたが、当該法人はその後市に対して申請を行うことになることから、二重の負担が生じている状況であり、市への申請時に一括で審査するよう改善することで、申請者の負担を軽減する。

(2) 今後の予定

なし

2 令和7年度石巻市優良建設工事施工業者表彰について（会計管理者）

工事の適正な履行を確保するため、施工業者の技術向上が求められている。

石巻市が発注した建設工事のうち、工事成績が特に優良と認められる建設工事を選定し、これを施工した業者を表彰することにより、市が発注する建設工事の質の向上を図るもの。

(1) 主な内容

表彰対象要件：令和6年度に完成した1件の契約金額が500万円以上で、工事成績評定した建設工事74件のうち、総合点が80点以上のもの。

優良建設工事：13件（詳細は別紙のとおり）

被表彰者：12社（単独11社、共同企業体1社）

(2) 今後の予定

令和7年7月9日 石巻市優良建設工事施工業者表彰式

【その他】

- ・令和7年石巻市議会第3回定例会について（総務部）

以上